

ID: 3003

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	原状回復命令及び移転除却命令(建築基準法の規定による建築主事の確認を要するものを除く。)		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第76条第4項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】 法第76条第4項の規定による。 (建築行為等の制限) 第76条 4 国土交通大臣又は都道府県知事等は、第1項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、土地区画整理事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復を命じ、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 15 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日